

健康づくり委員会設置規程

制定 平成 19 年 4 月 1 日

健康づくり委員会設置規程

(目 的)

第1条 エイチ・アイ・エス健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保健事業の円滑なる運営と積極的な推進を図るため、この規程に基づき健康づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長（常務理事）
- (2) 医師又は保健婦（専門的知識を有する者）1名
- (3) 健康づくり委員（以下「委員」という。）若干名
- (4) 事務局1乃至2名
- (5) その他必要とする者

(委員会の事業)

第3条 委員会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 保健事業の実施計画の策定と推進
- (2) 疾病統計の分析に基づく健康増進活動の実行
- (3) 保健事業の実施結果の分析・評価
- (4) 講演会、講習会等の開催（メタボリック、メンタルヘルス等）
- (5) その他必要な事業

(委員の選出)

第4条 組合からの要請に基づき、事業主が適任者を推薦し、理事長がこれを委嘱する。

2 委員は、各事業所毎に1名を置くこととする。ただし、被保険者数の多い事業所にあつては、各管轄営業本部ごとに1名置くことができるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。

2 欠員が生じたため、新たに選出された委員の任期は、前任者の残任期とする。

(委員の業務)

第6条 委員は、組合と密接な連携のもとに次の業務を行なうものとする。

- (1) 体育奨励事業の運営と推進の窓口（各種スポーツ行事の補助金申請窓口等）
- (2) 疾病予防事業の広報活動
- (3) 保健事業に関する情報収集
- (4) その他必要な事項

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。